

指定訪問看護 重要事項説明書

指定訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号(厚生労働省令第 79 号改正) 第 8 条に基づいて、事業の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意頂きたいところについて、説明させていただきます。

1. 指定介護予防訪問看護サービスを提供する事業者

法人名	医療法人社団 宙麦会
代表者氏名	理事長 肥田裕久
法人所在地等	〒270-0163 千葉県流山市南流山 1-14-7 TEL04-7150-8141

2. 利用者に対してのサービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所の種類	指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 (千葉県指定 1262390086 号)
指定年月日	平成 23 年 4 月 1 日
事業所名	医療法人社団宙麦会 訪問看護ステーションすぴか
事業所所在地等	〒270-0163 千葉県流山市南流山 1 丁目 14 番地 7 ルーチェ 205 号
電話・ファックス番号	TEL: 04-7138-5418 fax: 04-7138-5426
交通	つくばエクスプレス線南流山駅より徒歩 5 分 武蔵野線南流山駅より 5 分
管理者氏名	丁野 雪子

(2) 事業の目的・運営方針

事業の目的	主治の医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、居宅において、適切な訪問看護を提供することを目的とします。
運営方針	<p>1, 利用者が心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。</p> <p>2, 事業の実施に当たっては、主治の医師、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービス等を提供する機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p> <p>3, 必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。</p>

3. 事業所営業日および営業時間、サービスの提供日および提供時間

事業所営業日	月曜日から金曜日 (ただし、国民の祝日および12月29日から1月3日までを除く。)
事業所営業時間	午前9時から午後6時 (但し、左記の間に1時間の休憩時間をとるものとする。)
サービス提供日	事業所営業日と同一。 (営業日以外の計画的な訪問看護への対応あり。)
サービス提供時間	事業所営業時間と同一
サービス提供地域	流山市、松戸市、柏市、我孫子市、野田市、その他

※上記サービス提供日および提供時間外に訪問看護の利用を希望する場合は、別途定める その他の費用の支払いが必要となります。詳細はご相談ください。

※相談により、上記地域外にもサービス提供いたします。その際は、状況に応じて別途交通費をいただく場合があります。詳細はご相談ください。

4. 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	1, 主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防看護が行われるよう必要な管理を行う。 2, 介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関して、必要な指導管理を行う。 3, 従業員に法令や施設基準の規定を遵守させるために必要な仕組みを構築して機能させる。	常勤1名 看護職兼務
看護職員のうち、主として看護計作成等に従事する者	1, 指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受け、主治の医師に対して介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を提出し、主治の医師と綿密な連携を取る。 2, 主治の医師の指示に基づく介護予防訪問看護計画の作成を行い、利用者等への説明・同意を得る。 3, 利用者への介護予防訪問看護計画を交付する。 4, 指定介護予防訪問看護の実施状況の把握及び介護予防訪問看護計画の変更を行う。 5, 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように説明する。 6, 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれた環境の適格な把握に努め、利用者その家族に、適切な対応をする。 7, サービス担当者会議に出席し、介護予防支援事業者と連携を図る。 8, 訪問日してした看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成する。	常勤2名 非常勤5名
訪問看護師	1, 介護予防訪問看護計画に基づき、介護予防指定看護サービスを提供する。 2, 介護予防訪問看護に提供に当たっては、適正な技術をもって行う。	常勤2名 非常勤6名
作業療法士	1, 介護予防訪問看護計画に基づき、介護予防指定看護サービスを提供する。 2, 介護予防訪問看護に提供に当たっては、適正な技術をもって行う。	常勤3名
事務員	1, 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行う。	常勤1名

身分証携行義務: 職員は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はそのご家族からの提示を求められた時は、いつでも応じることができます。

5. 利用料金(別表参照)

(1)基本利用料

健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法および介護保険法に規定されるサービスについては、厚生労働大臣が定める額の支払いとなります。

※自立支援医療(通院精神医療)を受給している方、生活保護を受けている方は、上記費用の減免が受けられますのでお申し出ください。

(2)その他の利用料

上記保険制度の給付対象とならないサービスについては、別途定めのとおり、その利用状況により利用者の全額自己負担となります。

(3)利用料金の支払い

毎月初旬に前月分の請求をいたします。お支払いは現金集金を原則とさせていただきます。集金時に領収書を発行いたします。

銀行振り込みを希望される場合はご相談ください。

6. サービス利用の方法

(1)サービス利用開始

かかりつけの主治医に訪問看護を希望することをお伝えください。主治の医師が訪問看護が必要と認めた場合、医療機関と連携を取り利用の説明をいたします。その後契約となります。

(2)サービスの終了

契約第7条の事由があった場合、契約に基いて訪問看護のサービスは終了となります。

7. サービス利用の中止、変更について

- (1) 利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止または変更することができます。その際は、サービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- (2) 訪問看護サービスの利用を中止した際は、別日にサービス提供を振り替えます。その際、事業所の稼働状況により希望する期日にサービス提供ができない可能性があります。
- (3) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日に利用の中止の申し出をされた場合、取消料として5,000円をお支払いいただく場合があります。但し、正当な事由がある場合は、この限りではありません。

8. 感染対策について

- (1) 当事業所では、感染予防のため、訪問時に洗面所をお借りして手指洗浄をする場合があります。
- (2) 感染症蔓延予防の為に、使用した手袋やオムツ、医療物品等は、自宅で破棄します。
- (3) 当事業所では、感染予防策を講じ看護事業を実施しておりますが、COVID-19を含む感染症等の感染リスクをゼロにすることは困難な現状があります。
- (4) 感染予防策を実施したとしても、利用者又はその家族、周囲の方々への感染リスクがあることを承諾いただいた上でのご利用をお願いします。
- (5) 感染予防策を講じた上で、利用者又はその家族、周囲の方々に COVID-19 を含む感染症に罹患し、何かしらの不利益を被ることになったとしても、当事業所での責任は負いかねます。

9. 虐待防止について

- (1) 当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために虐待の防止に関する責任者を選定し、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催します。

虐待防止に関する責任者	管理者: 丁野雪子
-------------	-----------

- (2) 従業者の虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画)を定期的に行い、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (3) 社会通念上、職員が身の危険、苦痛を感じる可能性のある、以下のような事柄が発生した際は、利用契約の解約等の措置を講じます。

身体的、精神的な暴力	物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける 怒鳴る、大声、人格否定、部屋の出入り口に立ち続ける、施錠をする など
セクシュアルハラスメント	職員の体を触る、手を握る、腕を引っ張る、抱きしめる、必要以上に距離を詰める、ヌード写真や動画を片付けない/見せつける など
不当な要求	飲食物や金品等を持ち帰ることの強要、不要なケアの強要、謝罪の強要(土下座をさせる)、利用料金の値下げ など

10. 業務継続に向けた取組の強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、お客様に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施し、非常時 においても早期の業務再開が行えるよう計画(業務継続計画)を策定します。また、当該業務継続計画 に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. サービス内容に関する苦情

当事業所における相談や苦情は次の窓口で対応します。

当事業所の提供したサービスに対して、不満や苦情がある場合には、次の窓口までお申しつけください。

相談窓口	事業所名: 訪問看護ステーションすぴか 管理者: 丁野雪子
営業時間	営業日の午前 9 時～午後 6 時
連絡先	電話: 04-7138-5418 FAX: 04-7138-5426

その他、当事務所以外に、各保険証に明記してある管轄の連絡先及び各市町村役場の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

【市の窓口】 流山市障害者支援課	所在地: 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1 第 2 庁舎 1 階 電話: 04-7150-6081 Fax : 04-7158-2727 受付時間: 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (月曜日～金曜日)
【公的団体の窓口】 千葉県国民健康保険団体連合会	所在地: 千葉市稲毛区天台 6 丁目 4 番 3 号 電話: 043-254-7428 Fax : 043-254-0048 受付時間: 午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時 (月曜日～金曜日)

12. 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故や体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき家族、主治の医師、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡し対応いたします。

主治医	医療機関名			
	医師名		電話番号	
ご家族等	氏名(続柄)		氏名(続柄)	
	電話番号		電話番号	

13. 損害賠償

事業者は、ご利用者に対するサービス提供にあたり、万が一事故が発生しご利用者用の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、適正な損害義務の履行を速やかに行います。

14. 個人情報の使用について

訪問看護サービスの提供にあたり、保険証及び、医療受給者証等を確認します。安心して訪問看護を受けられるように、個人情報の取り扱いには万全の体制で取り組んでおります。

訪問看護を実施するため、個人情報を下記の目的で利用します。

当事業所内での利用

- ・ 提供する訪問看護サービス(計画・報告・連絡・相談等)
- ・ 医療保険・介護保険請求等の事務
- ・ 事故等の報告・連絡・相談
- ・ 看護サービスの質向上(ケア会議・研修等)
- ・ その他、事業所の管理運営業務

他の事業所等への情報提供

- ・ 主治医の所属する医療機関、連携医療機関との連携
- ・ 居宅介護支援事業所、居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者との連携、照会への回答、その他業務委託
- ・ 家族等介護者への心身の状況説明
- ・ 医療保険・介護保険事務の委託
- ・ 審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

その他上記以外の利用目的

- ・ お住まいの区への情報提供
- ・ 保険医療機関等への情報提供
- ・ 小学校または中学校に入学や転学時等の当該学校への情報提供
- ・ 看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
- ・ 学会等での発表(原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者様の同意を得ます。撮影した映像等は本人及び場所が特定されないようにします。)

15. その他

- (1) 訪問到着時間は、他の利用者の状況や、交通事情などにより前後する場合があります。訪問時刻が当初の予定よりも15分以上前後する場合、電話連絡します。
- (2) 他の利用者の様態が急変したなどの場合、訪問時間を急遽変更する場合があります。
- (3) 以下のことは、利用者、家族ともにお控えください。
喫煙、飲酒、心付け(飲食物、現物、金銭の提供 など)
- (4) 訪問時は、ペットをケージに入れるか、別室に入れていただくようお願いします。
- (5) 非通知からの着信は折り返しができないため、連絡される際は非通知設定をせずに連絡をお願いします。いたずら防止のため、非通知着信は繋がらない設定となっております。
- (6) 実習、見学を目的とした当社社員、学生、有資格者が同行訪問する場合があります。

訪問看護料金表【医療保険】(令和6年6月1日 現在)

(別表1)

<保険単位と基本利用料>

後期高齢者(75歳以上)		1割、現役並み所得者の方は3割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者 (70歳~74歳)	2割、現役並み所得者の方は3割
		一般(70歳未満)	3割(6歳未満は2割)

<基本利用料金明細>

精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで 30分以上 5,550円 30分未満 4,250円 週4日目以降 30分以上 6,550円 30分未満 5,100円
訪問看護管理療養費(1日につき)	月の初日:7,670円 2日目以降:3,000円
訪問看護基本療養費Ⅲ (1日につき)(同一建物居住者)	週3日まで 5,550円 3人以上で1日目から2,780円 週4日以降 6,550円 3人以上で1日目から3,280円
訪問看護基本療養費Ⅳ (在宅療養に備えた外泊時)	8,500円 (入院中1回、厚生労働大臣が定める疾病等は入院中2回)
複数名精神科訪問看護加算 (看護師・作業療法士等)(週1回)	+看護師4,500円。+准看護師3,800円。+看護補助者3,000円。
精神科複数回訪問看護加算	1日2回訪問:4,500円。1日3回以上訪問:8,000円
精神科緊急訪問看護加算	2,650円
長時間精神科訪問看護加算	5,200円
退院支援指導加算	6,000円(週4日以上訪問できる方)、8,400円
退院時共同指導加算(適応時)	8,000円
夜間・早朝訪問看護加算 (6時~8時/18時~22時)	2,100円
深夜訪問看護加算(22時~6時)	4,200円
24時間対応体制加算(月1回)	6,520円
情報提供療養費(1月につき) ※利用者の希望による	1,500円
訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)	50円
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ(月1回)	780円

訪問看護料金表【介護保険】(令和6年 6月1日現在)

＜保険単位と基本利用料＞ 1単位=10.21円

	時間内	早朝:6時～8時 夜間:18時～22時	深夜 22時～6時
訪問看護(1)(20分未満)	303単位	25%加算	50%加算
訪問看護(2)(30分未満)	451単位		
訪問看護(3)(30分以上 60分未満)	794単位		
訪問看護(4)(60分以上 90分未満)	1,090単位		
訪問看護(5)理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問	284単位		

＜病状によって下記の料金が加算されます＞

特別管理加算	(Ⅰ)500単位 (Ⅱ)250単位
複数名訪問加算(30分未満)	254単位
複数名訪問加算(30分以上)	402単位
長時間訪問看護加算	300単位
初回加算	300単位

＜利用者のご希望により契約された場合は下記の単位が加算されます＞

緊急時訪問看護加算	574単位
-----------	-------

＜保険適応外料金＞

死後の処置料	12,000円
キャンセル料	5,000円

指定訪問看護サービスの提供に当たり、ご利用者に対して、サービス契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。本書2通を作成して、利用者及び事業所の双方の署名の上、それぞれが1通ずつ保管するものとします。

契約締結日20 年 月 日

事業者	所在地	千葉県流山市南流山1-14-7
	法人名	医療法人社団宙麦会
	代表者名	肥田裕久
事業所	所在地	千葉県流山市南流山1-14-7 ルーチェ 205 号
	名称	医療法人社団宙麦会 訪問看護ステーションすぴか
	管理者名	丁野雪子

本書面により、事業者から訪問看護サービスについての重要事項説明を受け、個人情報の取り扱いについても十分に理解し、同意の上交付を受けました。

ご利用者〈住所〉〒

〈氏名〉印

〈電話番号〉

本人の意思を確認し本人に代わり上記署名を行いました。

署名代行者(□家族 □その他)

ご利用者との関係・続柄

〈住所〉〒

〈氏名〉印

〈電話番号〉

【署名代行の理由】

- 1, 疾患により書字困難
- 2, その他()